

取扱注意事項

製品名 骨密度測定器（ビーナスⅢ）

1. 使用してよい場所

法律等 使用場所について法律上の規定はない。

2. 機器を操作できる者

- (1) 医師 ②保健師 ③看護師 ④臨床検査技師
(2) 医師または医師に指導を受けた者以外は装置を使用しないでください。

法律等 上記以外に放射線技師、助産師が使用可能。また、看護師は准看護師を含む。

3. 診断者

医師

法律等 診断は医師のみ

4. 説明・解説

診断者が不在のために診断行為ができない場合、どのようにして被検者に説明するか。

「同年代に比べて高いです（低いです）」などの器械が出した検査結果の説明やアドバイスは可。明らかな異常値には、医師の診断や検査を促す。「骨粗鬆症です」「薬を飲んでください」といった診断は不可。

5. 正しく使用するための注意事項

- (1) 本装置内部には危険な高圧電源部分があります。決してボルト止めされているカバー部分を開けないでください。重大な事故を招く恐れがあります。
- (2) 被覆に傷があるケーブルは漏電、感電の危険があります。
- (3) 電源は直接コンセントからとり、タコ足配線は避けてください。
- (4) 清掃は、必ず電源スイッチを切ってから行ってください。
- (5) 移動の際、段差等に注意し、できるだけ振動や衝撃を与えないようにして下さい。
- (6) 本体計測部を持ち上げる場合は、必ず全面と背面を持ち重心に注意してください。カバー側面では絶対に持ち上げないでください。破損や落下事故等を招く恐れがあります。
- (7) 1日の測定終了後、ブローブ（超音波探触子）を取り外し、ブローブおよびキャップに付着している音響結合剤（ゼリー）をティッシュペーパー、ガーゼ等で除去してください。
- (8) 装置全般、被検者に異常が無いことを絶えず監視し、異常が確認された場合は、被検者に安全な状態で機器の作動を止めるなど適切な処置を講じてください。

故障の際の連絡先

福井県国民健康保険団体連合会

業務課 保険者支援グループ

TEL 0776-57-1612